

## 懲罰規程 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>第3条 〔都道府県等の司法機関における懲罰〕</p> <p>1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。なお、特定の懲罰問題について、当該権限を有する都道府県協会等の司法機関が複数あるなど、当該権限を行使すべき機関に疑義が生じた場合には、本協会の規律委員会又は裁定委員会が個別に決定するものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰（以下、「6ヶ月以上等の重罰」という。）を科す場合、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・<u>解任</u>又はサッカー関連活動の停止・禁止</p> <p>(2) 罰金</p> <p>(3) 没収</p> <p>(4) 下位ディビジョンへの降格</p> <p>(5) 除名</p> <p>(6) 競技会への参加資格の剥奪</p> <p>(7) 新たな選手の登録禁止</p> <p>(8) 観客のいない試合の開催</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分</p> <p>3. 前2項の定めにかかわらず、Jリーグにおける懲罰問題のうち、</p>	<p>第3条 〔都道府県等の司法機関における懲罰〕</p> <p>1. 司法機関組織運営規則第19条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の司法機関に、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。なお、特定の懲罰問題について、当該権限を有する都道府県協会等の司法機関が複数あるなど、当該権限を行使すべき機関に疑義が生じた場合には、本協会の規律委員会又は裁定委員会が個別に決定するものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰（以下、「6ヶ月以上等の重罰」という。）を科す場合、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止又はサッカー関連活動の停止・禁止</p> <p>(2) <u>50万円以上の罰金</u></p> <p>(3) <u>不正な利益の没収</u></p> <p>(4) 下位ディビジョンへの降格</p> <p>(5) 除名</p> <p>(6) 競技会への参加資格の剥奪</p> <p>(7) 新たな選手の登録禁止</p> <p>(8) 観客のいない試合の開催</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分</p> <p>3. 前2項の定めにかかわらず、Jリーグにおける懲罰問題のうち、競</p>	<p>適正化 表現の適正化</p>

競技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、JリーグがJリーグ規約及びこれに付随する諸規程（以下、「Jリーグ規約等」という。）に定めるところにより懲罰を科すものとする。

4. 都道府県協会等の司法機関は、第25条に定める場合を除き、本条に基づき委任された権限を都道府県協会等の加盟団体その他の第三者に再委任することはできない。但し、JリーグがJリーグ規約等の定めに従い再委任する場合はこの限りでない。

#### 第4条 〔懲罰の種類〕

1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒告  
書面をもって戒める
  - (2) 譴責  
始末書を取り、将来を戒める
  - (3) 罰金  
一定の金額を本協会に納付させる（ただし、Jリーグにおける違反行為のうち〔別紙1〕3-5から3-7に基づく場合はJリーグに納付させる）
  - (4) 社会奉仕活動
  - (5) 没収  
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
  - (6) 賞の返還  
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
  - (7) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止  
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを

技及び競技会に関するもの以外の違反行為については、Jリーグが懲罰権を有し、JリーグがJリーグ規約及びこれに付随する諸規程（以下、「Jリーグ規約等」という。）に定めるところにより懲罰を科すものとする。

4. 都道府県協会等の司法機関は、第25条に定める場合を除き、本条に基づき委任された権限を都道府県協会等の傘下の団体その他の第三者に再委任することはできない。但し、JリーグがJリーグ規約等の定めに従い再委任する場合はこの限りでない。

#### 第4条 〔懲罰の種類〕

1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒告  
書面をもって戒める
  - (2) 譴責  
始末書を取り、将来を戒める
  - (3) 罰金  
一定の金額を本協会に納付させる（ただし、Jリーグにおける違反行為のうち〔別紙1〕3-5から3-7に基づく場合はJリーグに納付させる）
  - (4) 社会奉仕活動
  - (5) 不正な利益の没収  
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
  - (6) 賞の返還  
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
  - (7) 公式試合の出場停止  
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合についてフィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止す

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

禁止する

- (8) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任  
本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する
- (9) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止  
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
- (10) 除 名  
本協会の登録を抹消する
2. 加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 罰 金
- (4) 没 収
- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
- (10) 観衆のいない試合の開催
- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止

る

- (8) 公的職務の停止・禁止  
本協会、加盟団体及び加盟チームにおける一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
- (9) サッカー関連活動の停止・禁止  
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
- (10) 除 名  
本協会の登録を抹消する
2. 加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒 告
- (2) 譴 責
- (3) 罰 金
- (4) 不正な利益の没収
- (5) 賞の返還
- (6) 再試合
- (7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (8) 得点又は勝ち点の減点又は無効
- (9) 試合の没収  
得点を0対3（フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10）として敗戦扱いとする。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。
- (10) 観衆のいない試合の開催
- (11) 中立地における試合の開催
- (12) 公式試合の出場停止

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

表現の適正化

(13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止

(14) 下位ディビジョンへの降格

(15) 競技会への参加資格の剥奪

(16) 新たな選手の登録禁止

(17) 除 名

3. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、加盟団体の選抜チームに対する懲罰は前項に準ずる。

(1) 戒 告

(2) 譴 責

(3) 罰 金

(4) 没 収

(5) 賞の返還

4. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒 告

(2) 譴 責

(3) 罰 金

(4) 没 収

(5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止

(6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止

(7) 除 名

5. 前4項各号の懲罰は、併科することができる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

(13) 公的業務の停止

一定期間、無期限又は永久的に、公的業務の全部又は一部を停止する

(14) 下位ディビジョンへの降格

(15) 競技会への参加資格の剥奪

(16) 新たな選手の登録禁止

(17) 除 名

3. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。ただし、加盟団体の選抜チームに対する懲罰は前項に準ずる。

(1) 戒 告

(2) 譴 責

(3) 罰 金

(4) 不正な利益の没収

(5) 賞の返還

4. 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒 告

(2) 譴 責

(3) 罰 金

(4) 不正な利益の没収

(5) 公的職務の停止・禁止

(6) サッカー関連活動の停止・禁止

(7) 除 名

5. 前4項各号の懲罰は、併科することができる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

懲罰内容の説明の付記

表現の適正化

表現の適正化

## 第14条 【所管事項】

1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより本協会の規律委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 競技及び競技会に関連するもの以外の違反行為に対する懲罰については、第5節の定めるところにより本協会の裁定委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
4. 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関は、前3項に定める権限のうち調査（第20条に定める事情聴取を含む。）に限り、自己の責任によりその加盟団体等に委任することができる。

## 第16条 【本協会の規律委員会の手続の開始】

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

## 第14条 【所管事項】

1. 競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより本協会の規律委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
2. 本協会が定める選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びに仲介人に関する規則に関する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
3. 前2項に定める違反行為及びドーピング禁止に関する違反行為を除く違反行為（以下、「競技及び競技会に関するもの以外の違反行為」という。）に対する懲罰については、第5節の定めるところにより本協会の裁定委員会又は所管の都道府県協会等の司法機関が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
4. 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の司法機関は、前3項に定める権限のうち調査に限り、自己の責任により当該機関の事務局又はその傘下の団体等に委任することができる。

## 第16条 【本協会の規律委員会の手続の開始】

本協会の規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第1項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会が主催する公式競技会（名義主催の競技会は除く）において、審判報告書又はマッチコミッショナー報告書により、違反行為について報告された場合（ただし、第25条に基づき競技会に規律委員会を設置され、懲罰権が委任されている場合を除く）
- (3) 本協会が定める選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に対する違反の疑いがある場合
- (4) 本協会の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

選手の登録契約等に関する違反行為の所管機関を規律委員会として明確化

表現の適正化

適正化

JFA主催試合（名義主催は除く）の懲罰事案について、JFA規律委員会が扱えるようにする

(3) 仲介人に関する規則に定める場合

## 第16条の2 〔本協会の裁定委員会の手続の開始〕

本協会の裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第3項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第20条 〔聴聞〕

規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者が事情聴取を希望しない旨の意思表示をした場合、事情聴取の実施希望に関して合理的な期間内に応答しなかった場合、事情聴取に欠席した場合又はその他事情聴取を実施しないことにつき合理的な理由がある場合はこの限りではない。

## 第16条の2 〔本協会の裁定委員会の手続の開始〕

本協会の裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。

- (1) 第3条及び第14条第3項に従い都道府県協会等の司法機関より懲罰案の通知があった場合
- (2) 本協会の裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合

第20条 〔弁明の機会の付与〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、懲罰の決定にあたって、原則として、当事者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
2. 前項に定める弁明の機会は、書面（弁明書）の提出によるか、又は、聴聞（対面による意見表明）によって与えられるものとし、当該司法機関がその方法を指定するものとする。
3. 第1項の定めにかかわらず、当事者が弁明を行わない旨の意思表示をした場合、弁明書を指定された期日までに提出しなかった場合、指定された聴聞に欠席した場合又はその他弁明の機会を付与しないことにつき合理的な理由がある場合、弁明の機会は適法に与えられたものとみなされ、改めて弁明の機会の付与することを要しないものとする。
4. 本条に関連する当事者への連絡は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレス（当事者が選手の場合、選手が所属する加盟チームの登録メールアドレスを含む）に発信された時点で有効に通知されたものとみなされ

「事情聴取」から「弁明の機会の付与」への表現の適正化、内容の適正化。

## 第23条 〔懲罰の通知〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム）に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - （1）当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）
  - （2）代理人があるときは、その氏名及び所属
  - （3）懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
  - （4）判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
  - （5）作成年月日
  - （6）不服申立手続の可否及びその手続きの期限（第37条参照）
3. 前2項に定める通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

## 第23条の2 〔懲罰の公表〕

本協会は、本協会の規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰を公表する。ただし、公表にあたり、被処分者、被害者又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、本協会は、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

る。

## 第23条 〔懲罰の通知〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は決定した懲罰を当事者又は同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された加盟チーム）に書面にて通知するものとする。
2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
  - （1）当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）
  - （2）代理人があるときは、その氏名及び所属
  - （3）懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
  - （4）判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）
  - （5）作成年月日
  - （6）不服申立手続の可否及びその手続きの期限（第37条参照）
3. 前2項に定める通知は、郵送、FAX又は電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、本協会、都道府県協会等又は競技会の主催者に登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

## 第23条の2 〔懲罰の公表〕

本協会は、本協会の規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰を公表する。ただし、本協会の諸規則に別段の定めのない限り、公表にあたり、被処分者、被害者又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、本協会は、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

## 第23条の3 〔時効〕

1. 規律委員会、裁定委員会及び都道府県協会等の司法機関は、行為の FIFA規則等を踏まえ、時

効を定める

時から以下の期間（以下、「時効期間」という。）が経過した場合、懲罰を科すことはできないものとする。

（１）競技及び競技に関する違反行為（第２号を除く）： ２年

（２）八百長（〔別紙１〕３－６）： １０年

（３）贈収賄・汚職（第３４条第１項第６号）、不正経理（同第７号）又は横領等（同第８号）： １０年

（４）その他の行為： ５年

２．対象行為が継続である場合、時効期間は行為が終了した時点から起算するものとする。

３．対象者に対して刑事裁判の手続きが開始された場合、開始の日到时効は停止し、当該刑事裁判が継続している期間は時効期間に算入されないものとする。

### 第３節 競技及び競技会における違反行為

#### 第24条 〔競技及び競技会における違反行為〕

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

#### 第27条 〔競技及び競技会における懲罰基準〕

競技及び競技会における違反行為に対する懲罰は、別紙１『競技及び競技会における懲罰基準』に従って科されるものとする。

### 第４節 仲介人に関する規則に関連する違反行為

### 第３節 競技及び競技会に関する違反行為

#### 第24条 〔競技及び競技会に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

#### 第27条 〔競技及び競技会に関する懲罰基準〕

競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰は、別紙１『競技及び競技会に関する懲罰基準』に従って科されるものとする。

### 第４節 選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為

第32条 〔仲介人に関する規則に関連する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、仲介人に関する規則に関連する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、当該規則の定めるところにより、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 その他の違反行為

## 第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等の司法機関における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

## 第34条 〔違反行為〕

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。
  - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
  - (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
  - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
  - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
  - (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (6) 加盟団体、加盟チーム又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき

第32条 〔選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関する違反行為〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則並びに仲介人に関する規則に関する違反行為については、第3条に定める都道府県協会等の司法機関への懲罰権の委任は適用されず、本協会規律委員会が直接かつ専属的に懲罰権を有するものとし、調査、審議し、懲罰を決定する。

第5節 競技及び競技会に関するもの以外の違反行為

## 第33条 〔裁定委員会の調査、審議〕

加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前2節に定めるもの（競技及び競技会に関する違反行為並びに選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則及び仲介人に関する規則に関する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会の裁定委員会又は第3条〔都道府県協会等の司法機関における懲罰〕所定の都道府県協会等の司法機関が、調査、審議し、懲罰を決定する。

## 第34条 〔違反行為〕

1. 加盟団体、加盟チーム、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条の懲罰を科す。
  - (1) 本協会の各種規程・規則に違反したとき
  - (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
  - (3) 本協会、加盟団体、加盟チーム又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
  - (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
  - (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (6) 職務に関して不正な利益を收受し又は要求した場合、若しくは、これらを供与し、申込み、又は約束したとき

適正化

(7) 加盟団体、加盟チーム又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合

2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

### 第6節 不服申立

#### 第36条 〔不服申立可能な懲罰〕

1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。

(1) 3試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(3) 100万円以上の罰金

(4) 下位ディビジョンへの降格

(5) 2点以上の勝点の減点

(6) 没収

(7) 賞の返還

(8) 観衆のいない試合の開催

(9) 中立地における試合の開催

(10) 競技会への参加資格の剥奪

(7) 職務に関して脱税その他不正な経理を行ったとき

(8) 本協会又は加盟団体の財産の横領、窃取又は詐取行為をしたとき

2. 前項にかかわらず、指導者（指導者ライセンスを有する者並びに加盟チームの監督、コーチ及び役職員として登録されている者）及び審判指導者が、指導において、暴力、侮辱的発言、わいせつな言動又はその他不適切な手段を用いた場合、〔別紙3〕『指導に関連した懲罰基準』に従って懲罰を科すものとする。

### 第6節 不服申立

#### 第36条 〔不服申立の可否〕

1. 前条に定める不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合を除き、行うことができる。

(1) 戒告

(2) 譴責

(3) 2試合以下又は2か月以内の公式試合の出場停止、公的職務若しくは業務の停止、又はサッカー関連活動の停止・禁止

(4) 80万円以下の罰金（加盟団体及び加盟チームの場合）又は30万円以下の罰金（選手等の場合）

違反類型の明確化

不服申立可能な懲罰に関する規定の変更

(11) 新たな選手の登録禁止(12) 除名(13) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分

2. 原懲罰が前項各号に満たない場合、原懲罰は確定するものとする。
3. 前2項にかかわらず、第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、本条第1項は適用されず、全ての事案について不服申立委員会への不服申立が可能なものとする。

第40条 〔事情聴取〕

不服申立委員会の手続きは、原則として、提出された資料のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 不服申立委員会の委員長が事情聴取を必要と判断した場合
- (2) 第3条第2項各号に該当する場合で、当事者が事情聴取の実施を希望した場合

第41条 〔手数料〕

1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第37条第2項に定める期日内に11,000円（消費税等込）を本協会に納付しなければならない。

2. 不服申立の結果として、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定を行った場合は、当該手数料は申立人に返還され、当該手数料は第一審機関の団体（本協会又は都道府県協会等）によって負担されるものとする。

第43条 〔出場停止処分等における不服申立の効果〕

1. 原懲罰が出場停止処分等（第36条第1項第1号及び第2号）の

2. 前項に基づき、不服申立ができない場合、原懲罰は確定するものとする。

3. 第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰については、本条第1項は適用されず、全ての事案について不服申立委員会への不服申立が可能なものとする。

第40条 〔聴取〕

不服申立委員会の手続きは、原則として、提出された資料のみによってなされ、当事者等に対する聴取は行わないものとする。ただし、不服申立委員会の委員長が聴取を必要と判断した場合はこの限りではない。

第41条 〔手数料〕

申立人は、不服申立にかかる手数料として、第37条第2項に定める期日内に11,000円（消費税等込）を本協会に納付しなければならない。

第43条 〔不服申立の効果〕

1. 不服申立は原懲罰の適用を中断する効果を持たないものとする。

適正化

当該手続きの削除

不服申立には例外なく

場合、不服申立は当該原懲罰の適用を中断する効果を持たないものとする。

2. 前項の場合、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める効力発生日から将来にわたって有効となるものであり、その効力発生日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。

#### 第44条 〔その他処分における不服申立の効果〕

1. 原懲罰が前条第1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は、第42条に定める不服申立委員会の決定の効力発生日までの期間、中断されるものとする。

2. 前項の規定にもかかわらず、前項に該当する懲罰が不服申立委員会の決定に先立って適用された場合に、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合は、第一審機関の団体（本協会又は都道府県協会等）は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復義務を負うものとする。

#### 第48条 〔議 決〕

1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。

(1) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 2ヶ月の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー

懲罰を中止させる効果が無いことを明記する

2. 不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める決定の通知日から将来にわたって有効となるものであり、原懲罰のうち決定の通知日までに既に適用された部分は回復されないものとする。

3. 前項の規定にかかわらず、原懲罰が回復可能な場合（回復可能な種類の懲罰であり、かつ、回復可能な状況にある場合）、第一審機関の団体（本協会又は都道府県協会等）は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復に努めなければならない。

#### 第44条 〔改正により削除〕

#### 第48条 〔議 決〕

1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。

(1) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 3ヶ月以下の出場停止処分、公的職務の停止・禁止又はサッカー

## カー関連活動の停止・禁止

(3) 第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰に関して不服申立がなされたもののうちで、戒告、譴責又はそれらと同等の懲罰

3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで互選された者が、委員長の職務を代行する。

〔改正〕

2014年 9月11日  
 2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）  
 2015年 3月12日（2015年 4月 1日施行）  
 2016年 3月10日（2016年 4月 1日施行）  
 2017年 4月13日  
 2018年 9月13日  
 2018年12月13日  
 2019年 1月16日  
 2019年 5月16日  
 2019年 7月11日  
 2020年 1月16日（2020年 1月30日施行）  
 2020年10月22日  
 2021年 3月11日  
 2021年 4月 8日

## 関連活動の停止・禁止

(3) 第3条第3項に基づきJリーグにより科された懲罰に関して不服申立がなされたもののうちで、戒告、譴責又はそれらと同等の懲罰

3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで互選された者が、委員長の職務を代行する。

〔改正〕

2014年 9月11日  
 2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）  
 2015年 3月12日（2015年 4月 1日施行）  
 2016年 3月10日（2016年 4月 1日施行）  
 2017年 4月13日  
 2018年 9月13日  
 2018年12月13日  
 2019年 1月16日  
 2019年 5月16日  
 2019年 7月11日  
 2020年 1月16日（2020年 1月30日施行）  
 2020年10月22日  
 2021年 3月11日  
 2021年 4月 8日  
2022年 2月10日

〔別紙 1〕 競技及び競技会における懲罰基準

## 1. 警告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の 1-1 又は 1-2 に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

## 1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

- ① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合：〔別紙 2〕第 2 条第 1 項に従い、当該競技会において最低 1 試合の出場停止。
- ② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：当該競技会において最低 2 試合の出場停止。

## 1-2. 同一試合中に 2 度警告を受け、退場を命ぜられた場合

- ① 1 回目の場合：最低 1 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低 2 試合の出場停止及び罰金。

## 3. その他の違反行為

## 3-1-1. 試合放棄

- ① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び 2 試合以上の出場停止処分を科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグ規約による。
- ② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6 に従い追

〔別紙 1〕 競技及び競技会に関する懲罰基準

## 1. 警告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の 1-1 又は 1-2 に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

## 1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

- ① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合：〔別紙 2〕第 2 条第 1 項に従い、当該競技会において最低 1 試合の出場停止。
- ② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合（以下、単に「繰り返しした場合」という。）：当該競技会において最低 2 試合の出場停止。

## 1-2. 同一試合中に 2 度警告を受け、退場を命ぜられた場合

- ① 1 回目の場合：最低 1 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低 2 試合の出場停止及び罰金。

## 3. その他の違反行為

## 3-1-1. 試合放棄

- ① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び 2 試合以上の出場停止処分を科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグ規約による。
- ② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6 に従い追加

加的な懲罰を科すものとする。

3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金

3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則：処分決定日から1ヶ月の**出場**停止

的な懲罰を科すものとする。

3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金

3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようとした者は懲罰を受けない。

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止
- ② 繰り返した場合：最低12ヶ月の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則：処分決定日から1ヶ月の**サッカー関連活動**の停止

## 3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手（本協会の登録選手の場合のみ）：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、得点又は勝ち点の減点又は無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定めることができる。

## 3-4. チームによる違反行為

- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。
  - (1) J1の場合：金50万円
  - (2) J2及び3の場合：金25万円

## 3-5. 差別

## 3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への出場

(1) 出場資格の無い選手が公式試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが0対3で敗戦したものと扱われる（フットサルの場合は0対5、ビーチサッカーの場合は0対10）。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうに不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。

(2) 前項に加え、以下の懲罰が科される。

チーム： 罰金処分（Jリーグのチームの場合：最低100万円の罰金、その他のチーム：10万円以下の罰金）

出場した選手： 処分決定日から1ヶ月間の出場停止（ただし、選手に故意が認められる場合に限る）

(3) 本条における出場資格が無い選手とは、出場停止中の選手、本協会に登録されていない選手、当該連盟又はリーグ等に登録されていない選手、又は、当該試合の主催者が別に定める出場のための全ての要件を満たさない選手をいう。

## 3-4. チームによる違反行為

- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。
  - (1) J1の場合：金50万円
  - (2) J2及び3の場合：金25万円

## 3-5. 差別

出場資格の無い選手の出場に関する懲罰について明確化する。

人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- (1) 違反者が選手等（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分及び10万円以上の罰金を科す。
- (2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分（初回の違反は3点、二度目の違反は6点）を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。
- (3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。
- (4) 違反者が観客（サポーターを含む）の場合は、最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される。

### 3-6. 八百長

- (1) 作為若しくは不作為により、直接若しくは間接に、試合の経過、結果若しくはその他の側面に不当に影響を与え若しくは操作する行為、又は、何らかの手段によりそれらを共謀し若しくは企てる行為（以下、総称して「八百長行為」という。）をした者には、最低5年間のサッカー関連活動の禁止処分及び最低1000万円の罰金を科す。重大な違反の場合には、永久的サッカー関連活動の禁止処分を含むさらなる厳しい懲罰が科されるものとする。
- (2) 違反者が所属するチームには、当該試合の没収、競技会への参加資格の剥奪及びその他の追加的な懲罰が科される。
- (3) 八百長行為に直接又は間接に関わる活動又は情報に関連して何らかの接触を受けた者は、直ちにかつ自発的に本協会又は関連の

人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- (1) 違反者が選手等（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分及び最低10万円の罰金を科す。
- (2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分（初回の違反は3点、二度目の違反は6点）を科す。さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。
- (3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して最低40万円の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。
- (4) 違反者が観客（サポーターを含む）の場合は、最低2年間、スタジアムへの入場を禁止される。

### 3-6. 八百長

- (1) 作為若しくは不作為により、直接若しくは間接に、試合の経過、結果若しくはその他の側面に不当に影響を与え若しくは操作する行為、又は、何らかの手段によりそれらを共謀し若しくは企てる行為（以下、総称して「八百長行為」という。）をした者には、最低5年間のサッカー関連活動の禁止処分及び最低1000万円の罰金を科す。重大な違反の場合には、永久的サッカー関連活動の禁止処分を含むさらなる厳しい懲罰が科されるものとする。
- (2) 違反者が所属するチームには、当該試合の没収、競技会への参加資格の剥奪及びその他の追加的な懲罰が科される。
- (3) 八百長行為に直接又は間接に関わる活動又は情報に関連して何らかの接触を受けた者は、直ちにかつ自発的に本協会又は関連の加盟

加盟団体にこれを通報する義務を負う。当該通報義務を怠った者には、最低2年間のサッカー関連活動の停止処分及び最低150万円の罰金を科す。

団体にこれを通報する義務を負う。当該通報義務を怠った者には、最低2年間のサッカー関連活動の停止処分及び最低150万円の罰金を科す。

### 3-7. チーム又は選手等によるその他の違反行為

### 3-7. チーム又は選手等によるその他の違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規程・規則（JリーグにおいてはJリーグ規約等を含む）の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。ただし、Jリーグを除く都道府県協会等の司法機関が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が本協会の各種規程・規則（JリーグにおいてはJリーグ規約等を含む）の趣旨に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。

JFA規律委員長による事前承認の手続きを廃止

## 4. 罰金

## 4. 罰金

### 4-1. 選手等に対する罰金

### 4-1. 選手等に対する罰金

選手等には、本規程に従い罰金が科されるものとする。ただし、本規程に金額に関する特段の定めがない場合の選手等に対する罰金の金額は以下のとおりとする。

選手等には、本規程に従い罰金が科されるものとする。ただし、本規程に金額に関する特段の定めがない場合の選手等に対する罰金の金額は以下のとおりとする。

- (1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円（アマチュア選手を含む）
- (2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（アマチュア選手を含む）
- (3) J3及びJFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）
- (4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

- (1) J1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円（アマチュア選手を含む）
- (2) J2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（アマチュア選手を含む）
- (3) J3及びJFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）
- (4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

### 4-2. 加盟チームに対する罰金

### 4-2. 加盟チームに対する罰金

加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

〔別紙 2〕 競技及び競技会における懲罰基準の運用に関する細則

〔別紙 2〕 競技及び競技会に関する懲罰基準の運用に関する細則

(略)

(略)

第11条 〔競技規則と懲罰基準の関係〕

第11条 〔競技規則と懲罰基準の関係〕

退場に関する懲罰基準は、下表に従い、読み替えて運用する。

退場に関する懲罰基準は、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準（JFA懲罰規程〔別紙 1〕 競技及び競技会における懲罰基準）の対比

競技規則と懲罰基準（JFA懲罰規程〔別紙 1〕 競技及び競技会に関する懲罰基準）の対比

(略)

(略)

（参考資料 1）事情聴取での必要な情報

1. 大会名等

・X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、  
a対f

2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件

・1999年M月D日 13：35キックオフ 前半25分頃  
・X県総合競技場、芝生（一部はげ）、前日の雨により滑りやす  
かった

3. 案件に関わった人の名前、所属等

・主審；R（チームr、3級）、副審；S（チームr、4級）、  
T（チームr、3級）  
・A選手（チームa）、F選手（チームf）  
・会場責任者（等の客観的第三者）；M（X県P地区社会人連盟

不要のため削除

事務局)4. 審判報告書、審判報告書（重要事項）

- ・ 主審が記入し、署名のあるもの（退場があった場合、審判は審判報告書（重要事項）に詳細に記入して報告しなければならない）

5. 案件の客観的事実とそれを確認した人

- ・ 詳細かつ客観的な事実（選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する）
- ・ 案件の背景（事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった）
- ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい

6. 事情聴取を実施した日付等

- ・ 事情聴取担当者；N（X県規律委員長）、O（同委員）、P（同委員、P地区規律委員長）

7. 事情聴取の結果

- ・ 客観的な事実でない場合（主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた）や、それぞれで意見が分かれる場合（副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」）はその発言者名を明記し、個別に記載する
- ・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
- ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する

8. 処分案

- ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本協会に速やかに報告し、本協会の規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う
- ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分である

ことを通知する9. その他の特記事項

- ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

(参考資料 2) 不服申立手続きに関する書類の送付先

<本規程第 37 条 関連>

【不服申立を行う場合の不服申立書及び理由書の送付先】

〒113-8311

東京都文京区本郷サッカー通り(3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会事務局

FAX: 03-3830-2005

※郵送(必着)又はFAXにて送付のこと

(参考資料 1) 不服申立手続きに関する書類の送付先

<本規程第 37 条 関連>

【不服申立を行う場合の不服申立書及び理由書の送付先】

公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会事務局

メールアドレス: jfa\_appeal@jfa.or.jp

(参考資料 2) サッカー関連活動(懲罰規程第 4 条第 1 項第 9 号)の範囲

本規程(懲罰規程第 4 条第 1 項第 9 号)におけるサッカー関連活動とは以下の活動を含むものとする。

- ① 本協会又は加盟団体が主催する公式試合又は公式競技会に参加すること
- ② 本協会又は加盟団体が主催する各種のイベント、研修会、会議体その他の活動に参加すること
- ③ 加盟チームが開催する練習、イベント又は会議体に参加すること
- ④ 選手等(本協会に登録される個人)との間でサッカーに関連した接触を持つこと(試合、練習、会議、研修会、各種イベント又はそれらの準備に係る活動において選手等に直接又は間接的に影響を及ぼすことを含む)

サッカー関連活動を定義する

⑤ 本協会、加盟団体又は加盟チームのためにサッカーに係る管理的職務を行うこと

ただし、⑤に関して、当事者の管理的職務を制限することにより関係者の活動が著しく制限される場合は、当該司法機関の裁量により、関係者の活動を継続させる目的の限りにおいて、例外的に一部の管理的職務を制限の対象から除外することができる。ただし、このような例外措置は当該懲罰の決定の時に併せて決定されなければならない。